

信州伊那の御館被官制について

堀口 貞幸

信州伊那の御館被官制の残る村については、戦前、小林平左衛門・有賀喜左衛門・古島敏雄氏等の研究で知られているが、その資料などの発見もすずみ、その実態はよりあきらかになったかと思われる。小林氏は、上伊那郡南向村（現中川村大草）の御館・被官制について、戦前までの規模をあきらかにされているが（小林平左衛門『日本農業史の研究』）、この地区は、上下伊那谷を通じて多く残された地域であり、又、百町歩地主の多い地帯として知られている。古島氏は、中川村の奥の下伊那郡大鹿村の歴史文書（前島家文書）より、農業制度として御館被官制をとり扱われた（同氏著『近世日本農業の構造』）が、これを社会制度として有賀喜左衛門氏が批判されている（同氏著『日本家族制度と小作制度』）。戦後、地元の資料発見などの作業もあり、研究も進められている。

ここでは、小林氏の調査された上伊那郡中川村大草地区の事例から、その歴史的経過についてのべてみたい。

① 信州でも、秀吉による太閤検地の実施地域でもあり、史料（太閤検地帳―信濃史料長野県中央史料篇）は、残されている。これによれば、小農民自立政策は貫徹し、中世的御館制度は崩壊している。尚、この期の村の動向については、竹内利美氏の能合家伝記分析（同氏著『三信国境の中世末村落の展開』）を参照。

② 太閤検地後、天領支配ですぎ、御館の貢租米請負い制で、小

	天正19年(1590)	延宝5年(1678)	
田	6町5反7畝	6町1反9畝	兵右衛門一人
畑	5町7反1畝	14歩	
やしき	4反1畝19歩	20筆	6町5反7畝1歩 (6反7畝24歩)

1表 南向村日曾利耕地分

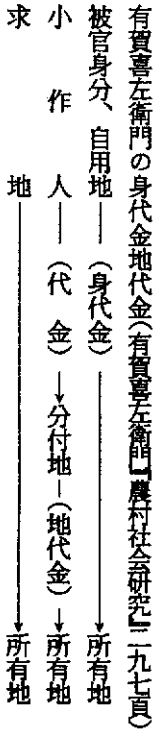
級の所有権をもち、村（耕地）人を被官化した。

③ 信州伊那の御館被官制地帯は、貞享・元禄期（一七世紀末）の商品流通と、被官の反抗により崩壊したし（上伊那天領地域）、天明期（十八世紀中末期）以後の、百姓一揆などにより、一人百姓など地域（下伊那南山間）の御館・被官地帯は大きく変わっている。

④ 小林平左衛門氏調査の御館被官の残存地は、②の理由の他、天領と私領（近藤氏）とに村が二分してあることなどあげられよう。

⑤ 農地改革以後、過疎地指定と、圃場（ほじょう）整地により、村は変わったが、自作農意識の少ない村、村共同体の特異な形態をもつ村として、特異な存在となっている。

終りに、御館・被官地帯の有賀・古島論争の紹介として、両氏の画いた構造をしるしておく。



農民は被官となり、延宝検地帳では、御館のみの登録となっている。一表のように、南向村日曾利耕地（現飯島町日曾利）田畑やしき二十筆の独立記載が八十八年後の延宝検地帳では一人となり、二十五筆を一人の名請負人となっておる。太閤検地時、小農民のやしき、石高名請が延宝検地では消え、すべて一人の名請けとなっている。御館香坂家が米請負商として貢租未納金を請負いの農民の耕地の上

前島家被官別 (古島敏雄 『近世日本農業の構造』 四五〇頁)

